

青年リストとロイトリンゲン(二)

小林昇

六

ゲーリンク教授の当面の論説は、さらにその末段で、ロイトリンゲンの討議の任務を果たして一八一六年の四月末日にシュットガルトにもどってからのリストの行動を、その後も断たれなかったリストと彼の郷里の都市との接触にかんする範囲でやや細叙している。それは「ロイトリンゲン請願書」にただちにつながる局面でもあるので、わたくしはもうすこし、補説を加えつつ教授の伝記的解明の作業を追うこととしよう。

前記(第二節冒頭)のように、リストは五月五日には自治体会計局所属の会計官(Rechnungsrat bei der Communalrechnungskammer)に任命されたが、同時に、この日に新設された自治体債務事項総局(Generalbehörde für das Communal-schuldenwesen)にも地位を得た。リストは十一年十月にウルムからチュービンゲンに出て郡試補職(Oberamts-Aktuar)の地位を実質的に得て以来⁽¹⁾、すでに地方書記の身分から絶対主義的領邦国家ヴュルツテンベルクの国家官僚の地位に上昇しかけており、したがってブラウボイレンでの見習い(Inzipient)を振り出しにする、少く青年リストの一八〇五年以来の「書記」生活は、十一年には自覚的に終えられて、⁽²⁾それからのリストは「自己形成」の機会を持つとみずから述べた郡試補職の自由な地位を大学での三年間の勉学のために十分に利用し、十

四年には書記制度に対する有力な批判者に成長して、中央官庁にその名を認識されていたのである。⁽⁴⁾この経過についてはゲーリンク教授の『若きリスト』がすでにあきらかにしており、この小論のものちにそれに関連することとなる。しかし、とりあえずここでは右の一八一四年がヴュルツテンベルク憲法闘争（一八一五—二〇年）の開始のまさしく前年であったということ、これも前記のリストの「ズルツ請願書」（一八一五年三月）が、国王フリードリッヒ一世の憲法草案の特別委員会への手交（同年一月十一日）・その一部の公表（一月二十九日）に呼応しつつ、三月十五日に開始されるべき、等族議会（*Ständerversammlung*、一八〇五年以来停止）によるこの草案の審議に先立っていいちはやく発表された市民層の要求というかたちでの、憲法闘争の先陣であったということ、を指摘しておきたい。すなわち、これまでに対象とした、一八一六年の四月下旬におけるロイトリンゲンでのリストの中央政府派遣弁務官としての活動は、まさに憲法闘争の渦中で、その重要な一環としておこなわれたものであって、そのかぎり、その後のロイトリンゲンの事態もまた、彼との接触を断つものではなかった。十六年から二十一年はじめにかけて、リストは生産者大衆の背景を持ちつつ、書記制度や等族議会独自の草案に対する批判論文の作成、*Württembergisches Archiv* の編集、⁽⁵⁾テュービンゲン大学での講義、*Volksfreund aus Schwaben* の支持、ドイツ商工業同盟の創立と指導、ヴュルツテンベルクの新議会への登場、「ロイトリンゲン請願書」の起草という、多面的で精力的な活躍を展開し、しだいに国王側との提携の枠を越えることによって破滅の道をすすみ、憲法闘争自体を絶対主義権力の樹立に終らせるのであるが、⁽⁶⁾こういうリストとロイトリンゲンの市民層とのあいだには、たえず密接なかかわりがつづけられていたのである。⁽⁵⁾

さて、ロイトリンゲンでの討議からシュツットガルトにもどって中央官庁での役職を得たリストは、同時にまた、ロイトリンゲン派遣弁務官の仕事や、シュツットガルトにいてつづけられるようにという、王の認可をもあたらられ、こ

のことを五月六日にロイトリンゲンの郡庁に通告している。このおり、本稿のはじめに『若きリスト』に拠って述べたように、会計弁務官シュトライヒを現場に残してリストの指示を受けさせるべきことの通告と、調書が郡庁に送付されたという通知とが、あわせて郡庁に伝えられ、この調書はそれに郡庁の所見を具し、さらに他の書類（市当局者および市の書記職らにかんする報告書）を添えて、シュトライヒを経てシュツットガルトに回送するように命ぜられていたのであった。⁽⁶⁾ このことの結果が六月七日の、ヴェルツテンベルク史上では「周知」の訓令であって、その内容は、「王の弁務官たる会計官リストによって本年四月十九日におこなわれた、市の行政制度の改善にかなする市当局の討議にロイトリンゲンの市民代表 (bürgerlicher Deputierter) を出席させるようにとの提案にもとづき、つきことが果たされるべきである。すなわち、ロイトリンゲンの諸ツンフトの長は、随時の改善案について市当局ないしその代表者から、意見を徴せられる。ただし、長たちはこの討議に参加することができない。ロイトリンゲン郡と弁務官・会計官リストとは右に従い、さらにいっそうの配慮をなすこと。特別命令にもとづいて、W・ブライトシユヴェールト⁽⁷⁾というものであった。すなわちそれは、「王の名において」⁽⁸⁾発せられた、内閣（内務者）↓自治局による訓令だったのである。リストのロイトリンゲンでの活動のこの局面が達成しえたものは、さしあたってはこの程度にとどまった。しかし、この訓令に「市民代表」として諸ツンフトの長が登場することは、やはり、その後のリストの活動にかんして重要な意義を持つものである。

読者がおそらく記憶されるように、⁽⁹⁾リストが主催した七日間にわたる会議の第二日にすでに、ロイトリンゲンの市当局者は、市の未収入金および未収入物件の明確な把握にかんして、市の書記による計理をしりぞけて新たに検査をおこなうべきだというリストの主張に賛同しつつ、その際の検査員の構成という問題から、市政についての協議のた

めに市民層 (Bürgerschaft) の代表者を出席させ・市政へのこの層の不信をやわらげるように望んだ。しかもリストはこの会議の開始直前の四月十九日に、現地からあらかじめ自治局に報告書を送り、「多くの市民の請願によって」と、というのはつまり市当局者の依頼によってではなく、この市民代表の制度の実現を要請していたのであった。そうして、五月二十二日 (リストのシュツットガルトへの帰還・同市よりロイトリンゲン郡庁に於てたリストの通告と、王の名による六月七日の訓令との中間期) に、自治局は当面の問題について内閣に申告をおこない、ロイトリンゲン市民の苦情についてはリストの努力に答えることが新たな処理能力を郡庁にあたえるはずであると述べたが、とくにその結末の部分では、右の四月十九日のリストの報告書にふれて、市民代表を市当局者たちの討議に派するとしよう請願を許すことがロイトリンゲンの静穏化に役立つだろうと判断しつつ、ツンフトの代表者を会議に出席させるように勧めているのである。その結果が六月七日の訓令であった。リストはこの訓令にもとづいて、六月十五日に、その実施の目的でやがてロイトリンゲンにふたたびおもむくべきことをその郡庁に通告し、同月二十七日には、さらに自治局に「主要報告」(Hauptrelatien) と称するもの——未発見——を提出している。自治局はこれに応えて、ロイトリンゲン郡庁はリストが同地に到着しだい「継続的な接触」にはいるべきこと、このばあい「遅滞と妨害とはもはやけっして許されない」こと、両者共同の報告書がただちに作成されるべきこと、などを命令した。それが六月二十七日のことである。この命令は決定的なものではあったが、そこにおこなわれた郡庁側の抵抗が根づよかつたためであらう、じっさいにはことがらは進行していない。七月十日に、リストはもう一度、郡庁に討議の開始を求めているが、これにかんする資料はもはや見当たらない。⁽¹⁰⁾ リストは王の訓令の実現のために、さらに新たな努力を求められることとなるのである。

とはいえ、ロイトリンゲンでの四月の討議は、ともかくもその全体としては成果を収めたかと判断された。自治局は七月八日に内閣に報告をおこなって、リストがロイトリンゲンでの仕事を不撓の精励をもって果たしたこと、その仕事が同市の幸福をもたらしつつ終ろうとしていること、を述べている。こうしてリストは、ロイトリンゲンでの弁務官としての活動に対して、一日あたり三・四五グルデンという、かなりの高額⁽¹²⁾の給与を受けた(五月五日からは会計官として定額の給与を支払われていたわけである)。リストの去ったロイトリンゲンでは、弁務官のシュトライヒと代理人(Substitut)のキーフスがよく後事を果たした。シュトライヒが「表現を絶する大きい滞遅の完全な回復」を報告したのは一八一八年の四月に至ってのことである。リストはロイトリンゲンの事項についてはなおしばらく接触を保ちつづけていたが、八月二十三日付けの書類では、自治局はすでにリストを「ロイトリンゲン前弁務官」と呼んでいる。この間、リスリはすでに中央政府の吏僚としてシュツツトガルトでの仕事に没頭する一方、七月には、彼が男爵フォルストナー(Baron G. F. Forstner)⁽¹¹⁾およびロイトリンゲンの有力者カーメラ(C. Christoph Camerer)とともに編集してハイデルベルクで刊行した「*Württembergisches Archiv*」の初号(十六年七月)から三号(九月)にかけて、前記の「*Gedanken über die württembergische Staatsregierung*」の掲載をはじめ、「ドイツ・ジャーナリズムの開拓者のひとり」としての精力的活動を憲法闘争の舞台に展開するようになったため、ロイトリンゲンでの討議の再開は、おそらくは彼の関心の焦点からは遠ざかったことであろう。だが右の『アルヒーフ』の編集にその名を借したカーメラは、保守派に傾きながらも、ロイトリンゲン市当局の代表者↓等族議会での同市の代表であり、リストの縁者でもあったと同時に、政治的にリストとの接触点をも残していたから、『アルヒーフ』に拠る活動自体が、リストになおロイトリンゲンとの関係を保たせていたわけである。⁽¹³⁾

こは『アルヒーフ』上のリストの諸論説の分析をおこなう場所ではない。しかし、それらのなかの上掲の最初の長論説が、ロイトリンゲン派遣弁務官リストの体験をにじませつつ、ここにはじめて、「市当局に対抗する市民層の代表 (Repräsentant)⁽¹⁴⁾」の成立を要求していることを、看過することはできない。この市民代表 (Bürger-Deputierte) は、選挙により、一定の期間、市町村 (Gemeinde) の行政を監視し、市当局者の不法を妨げるといふ、権限を持つべきものであった。

ところが、人も知るように、ヴェルッテンベルクの等族議會は、国王フリードリッヒ一世の示した憲法草案に対する拒否の態度をつづけたあげく、十六年の九月十七日には彼ら自身の手による草案をつくりあげて、これを印刷させた。この草案は、みずからが有力な長論説「一八一五年および一八一六年におけるヴェルッテンベルク王国議會の討論」をもって当面の論争に参加したヘーゲルが指摘しているように、問題の個別的な論議と処理とを普遍的なかたち(15)に高めた点で、前進する歴史の力を体現しており、内容的にも旧憲法との本質的な相違がそこに見られはするが、それにもかかわらず、それはやはり根本的には古い諸権利の墨守を目的としていた。したがってこれに対する批判はただちにさかんとなり、すでに前年来フォルストナーによってくりかえしておこなわれていた、旧制度と表裏一体をなす書記制度の改善の要求が、議會のなかに高まったのであった。しかし右の草案は、それ自体としては市民代表という提言を無視し去っているところにその本質を示していたから、リストは一七年に、『アルヒーフ』の第二巻三号に批判論文「Kritik des Verfassungsentwurfs der Württembergischen Ständeversammlung mit besonderer Rücksicht auf Herstellung der bürgerlichen Freiheit in den Gemeinden und Oberämtern」を発表して、(16)この点をとくにすべく攻撃した。彼はここで旧帝国直屬都市からの議會での代表者たちと呼びかけ、彼らが市

民の前にこの問題を開陳したうえで、議会内部では「自由な市民」として発言すべきことをつよく「忠告」している。これらの諸都市は、リストによれば、郡長官や都市書記やその代理員が支配する商業都市(Handelsstadt)とも、また人口の極小な農民の町(Bauernstädtchen)とも、⁽¹⁷⁾ ことなる自由を持つべきものであった。

右の場合に、リストがとくにロイトリンゲンを念頭においていたことはたしかであろう。だが、『アルヒーフ』の共同編集者の一人である、当のロイトリンゲンからの代議員カーメラーは、一八一七年六月早々——それまでにフリードリッヒ一世の死去、新王ヴィルヘルム一世による議会の停会(十二月)と再開(十七年三月)とがあった——に、議会が王側の憲法草案をついに否決したとき、多数の旧勢力に側に投じてしまった。けれども、新王ヴィルヘルムは等族議会を解散させて(四日)これに報いた。——後述のように、ヴェルッテンベルク憲法闘争の渦中に投じて旧勢力を批判した、上掲のヘーゲルの政治論説は、右のプロセスでの議会(十六年十二月)の停会の時点までを対象としたものである。

そうしてこの解散にあたって、ヴィルヘルムは王側が停会中に改訂した新しい憲法草案——これを議会は否決した——の有効性を一方的に宣言し、ここに一種の無政府状態が生まれるわけであるが、この新しい草案には、税制の改革や書記制度の解消とともに、地方自治体Ⅱ市町村の市民代表(Gemeindebeauftragte)の制度の樹立が盛り込まれており、しかもこの最後者にかんしては、六月七日に詳細な実施規定が追加されたのであった。それによれば、市町村の市民代表は二年ごとに市民層(Bürgerschaft)の自由な選挙で選出され、みずからの議長の下に集会を開き、市町村の諸事項について審議し、行政当局に提議と異議申立てをおこなう、などの権限を持つものとなっている。市町村の行政当局は重要な事項の決定のまえにはこの市民代表の意見を徴さなければならなかった。また市民代表

は、計理の発表と裁決とには陪席すべきものとされている、これを見れば、この問題についてのリストの従来の主張が本質的にみだされていることがわかるだけでなく、この実施規定の急速な発布が彼自身の予備工作にもとづくところの多いことが知られるであろう。それは同時に、ヴェルッテンベルク憲法闘争にあたってのロイトリンゲンの役割をも示すものであった。一九一九年にいたるまでつづいた、ヴェルッテンベルク独自の自治制度のひとつである、いわゆる市民委員会 (Bürgerausschuss) はこうして創出されたのである。ロイトリンゲン派遣弁務官として郡庁と市当局とを両面の対立者とする市民層の立場をリストがはっきり認識したことは、こうして、永続的成果として結実したのである。——閣僚ヴァンゲンハイムをつうじての、王ヴィルヘルムとリストとの結合の緊密さも、この時点を取った点としたのであった。

(1) リストはウルムでは同市の書記代理の筆頭 (Erster Stadtschreiberersubstitut) であったが、テュービンゲンでは郡長官に属しながら時にはこれを代理しうる、比較的重要な職についたわけである (Vgl. Gehring, Fr. List, SS. 26-28; Lists Werke, IX, S. 3)。しかしリストはこの職を果たしつづき、その形式的資格は、十四年の九月におこなわれた試験によつてはじめてこれを獲得した。彼はこのときはじめて年令上の資格 (二十五才) をもみたしたのである。この資格の問題は十三年の春にリストに通知されたので、彼はその実務を中止して、試験までの一年半をテュービンゲン大学での「法学」の勉強に専念したのであった。しかしそれは、テュービンゲンに移住して以来まもなくはじめられていた、大学での彼の自由な聴講にひきつづくものであった。この合計三年間の勉強と、当時大学事務総長 (Kurator) だったヴァンゲンハイム (K.A. Frhr. v. Wangenheim) やその他の友人たちとの出会いが、リストにその志を自覚させる。こうして、郡試補職の試験にらくらくと合格したときのリストは、すでに、古い書記制度のなから完全に離脱し、その全面的な批判者となつていたのである。なお、わたくしの理解するところでは、郡長官や郡試補は中央の命令系統に属し、書記のポストとは別のものであるが、書記制度と深くからみあつていた。第二節注(3)で示したように、たとえばロイトリンゲンの市民にとってはその郡長官ないし郡吏は「ヴェルッテンベルクの書記」(württembergischer Schreiber) だったのである。

- (2) Friedrich Lenz, *Friedrich List*, 1936 に付された簡単な年譜には、一八〇六年から十一年までを、リストの中級吏僚 (mittlerer Beamter) の時代と云う。⁹⁰⁾
- (3) Vgl. *Lists Werke*, VIII, S. 91.
- (4) リストは受験の前の十四年六月に、チュービンゲンで書記制度の改革にかんする意見書 (Gehring, *Fr. List*, Anlage 2) を書き、これを「前郡試補リスト」と署名した書簡 (*ibid.*, Anlage 1) を付して、やがて再度の内務大臣となるラインハーンに提出し、ラインハーンはこれに着目して王フリードリッヒに一読をせよと云う (vgl. *ibid.*, SS. 41-49)。
- (5) このバラグラフはわたくしの補った部分である。
- (6) リストのこの通告は、*Lists Werke*, VIII, S. 97 に収められている。郡庁が命ぜられた通りに書類の回送を果たしたことは確認できない。後注 (10) の個所を参照。
- (7) *Lists Werke*, VIII, S. 98.
- (8) 訓令の冒頭に、*Im Namen des Königs* とある。
- (9) 第三節前段。
- (10) Vgl. *Lists Werke*, VIII, S. 98. ココで、書類の提出 (回送—注 6) についで最後の催告もおこなわれている。
- (11) フォルストナー (一七六五—一八三二年) は、当時ゲラーブロン市から等族議会に派遣されていたが、のちにチュービンゲン大学の教授 (農業学) としてもリストの同僚となった。『アルヒーン』紙上のリストの重要な経済論説「農民保有地の無限の分割を排する」(Wider die unbegrenzte Teilung der Bauengüter, 1816) (本文に後掲) も、そのいわば後日譚 (一八一八年) として、農地問題におけるリストとフォルストナーとの協力と云う事実を残している。この点については、筆者稿「リストと農地制度」の前史と周辺 (本誌二〇二二、四、二二—二二) の、一、六三頁以下を参照。
- (12) Gehring, *Fr. List*, S. 104. 但しこれは *Fr. Lenz, a. a. O.*, S. 344 の追認である。
- (13) カメララーは『若キリスト』の人名索引によれば、弁護士であり、一八〇五—一八〇九年のあいだロイトリンゲンの Bürgermeister の地位にあった。これに対して、前出のワンダーリッヒは同所ではロイトリンゲンの Stadtpfleger とされている。当面の論説では、前記のようにワンダーリッヒは Bürgermeister (トビ) であって、これらの職名の異同と関係とは、わたくしには分明でない。ただし、当面の論説を載せた *Reutlinger Geschichtsblätter*, 1967, Nr 5 (a. a. O.) では、Paul

Schwarz, Die Bürgermeister der Stadt Reutlingen ab 1575 という記録があつて、それにはウンターリッヒの名はなく、カームラーが Oberbürgermeister として記載されてゐる。後者の地位のほうが上だったのであらう。

(14) Vgl. Lists Werke, I, S. 141.

(15) G. W. Fr. Hegel, Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Königreichs Württemberg im Jahre 1815 und 1816 (Hegels Sämmtliche Werke, hrsg. von Georg Lasson, Band 7, 1913), SS. 275-77. 但「」の論説は「ヘーゲル政治論文集」は、「下」にこの論説の有意義な邦訳を取めてゐる。もっとも、そこで改められるべき一例を示せば、エッティンゲン＝ワールテンシュタインとあるのはエッティンゲン＝ワールテンシュタイン、フォルトナーとあるのはフォルストナーでなければない。

(16) リストはこれに先立って、『アルヒーン』の第二巻第二号（一八一七年）に「System der Gemeindegewirtschaft」を發表してゐる。それは十六年の十一月に執筆をされた。

(17) Vgl. Lists Werke, I, S. 235.

七

ところで、ロイトリンゲンでは、市当局者たちはリストに接近する立場をとり、郡庁と書記たちとの勢力に対抗したわけであつたが、市当局と郡庁との双方を対立者とする市民層にとっては、前節で知つたように、一八一六年六月七日の「王の名による」自治局の訓令、すなわち市当局側が諸ツンフトの長から意見を徴取すべしという、中央政府の決断があたえられただけで、それが実行された痕跡はみとめられず、七月十日以降、リストは派遣弁務官としての仕事から離れてしまつたのであつた。しかし、この都市の市民層はその後にみずからの運動を進めて、おなじ十六年の九月二十日と十月二十二日とに、二回、王への請願書を提出するに至つた。これらの請願書のうちの第二のものはこ

んうちに残されていて、「ロイトリンゲン市民層のツンフトの長および親方の委員会」(Ausschuss der Zunft- und Obermeister der Bürgerschaft zu Reutlingen) が署名し、郡と市との計理に検査をおこなうように求めつつ、市民層は困窮していて市と郡とに莫大な額の租税を支払うことができないと訴えている。ここでヴェルッテンベルク国家への租税について訴えられていないということ、市民層が市当局をも対立者として明示していること、が注目される。

右の委員会のメンバーの署名のうち、第四番目にヨーハン・ヤーコプ・フェッツァー (Johann Jakob Fetzer, 1760-1844) の名がある。フェッツァーは弁護士であり、一七九七年から翌年にかけてロイトリンゲンの市長をつとめた人物であるが、この市長職への就任は彼が父祖を継いで、桶職人ツンフトに属しつついわゆる十二人委員会 (Zwölfer Ausschuss) をひきいて自由主義的・革新的な市政運動をおこなった結果であった。右の十二人委員会については、その運動が南ドイツにおけるフランス革命の影響を示すものであってロイトリンゲンはそのばあい孤立してはいなかったこと⁽²⁾、リストの父ヨハンネスは委員会には所属しなかったがフェッツァーの側に立ち、そのため一八〇一年と〇二年との(帝国直屬都市として最後の)市当局者の選挙戦に敗れていること⁽³⁾、などの事実もまた知られている。弁務官リストのロイトリンゲンでの活動があつてのち、古い闘士フェッツァーは、いまや新しく市政への限定的参加を許されることとなったツンフトの親方たちが、独立の委員会を組織できると判断したのであつた。そうしてこの委員会は郡長官ファイエルに対しては、彼を「蔓延した弊害の第一の原因」だと非難したのである。

これらの請願書は、むしろ、政府——王フリードリッヒの死の直前の——の認めるところとはならなかつた。すでに十月十七日に、自治局は独自に訓令を發布して、郡の計理が市民側の専門家に明示され検討されるべきこと、都市

の計理が市民みずからの選んだ代表にはつきりと告示されるべきこと、この代表は郡の計理についても自由に知りうべきこと、を指示した。この内容は自治体の一般的な代表制度の樹立とはほど遠かったけれども、市民層からの歓迎を予期するものであり、それに頼ってフェッツァーらのラディカルな要求を防ごうとしたものであった。

この、狭い権限だけをあたえられた市民代表の選挙がじっさいにはおこなわれなかったためであるのか、それとも選挙がおこなわれて代表たちがフェッツァーの味方になったからであるのか、その点は分明ではないが、フェッツァーは十七日の訓令ののちにも運動をつづけ、おなじ委員会の名でファイエルに対し、計理が委員会に引渡されることを要求するまでになった。ファイエルはこれを反逆として、全委員会に罰金を課し、一八一七年二月に至ってなお、それに抗する異議が中央官庁で取扱われている。ともあれ、この罰金の申渡しにもかかわらず、フェッツァーは新たに包括的な内容の請願書を起草し、新王ヴェルヘルムはちようど議會を再開しようとして市民層に最も耳を傾けようとしていたときだったので、ロイトリンゲンからの派遣者一人を引見して、二月十五日付けのこの請願書を受けとったのであった。これには二十二人の署名があり、前年の十月二十二日の請願書の署名者が十三人だったのに比較すれば、市民の委員会は拡大されたわけである。新しい請願書では、郡長官ファイエルの非直と暴行とが教え上げられ、ことに、一八〇三年以来（前年の訓令にもかかわらず！）市の計理の公開されていないことが訴えられている。——しかし、ロイトリンゲンからの派遣者は王によって鄭重に遇され、しっかりした法律の制定を約束されて、それを待ちつづけたけれども、ついに何ものをもあたえられなかったのであった。

そうして、フェッツァーらにとって思いがけなかったことに、この年の末の十二月十七日になって、ウーラハの政庁 (Landvogtei) から内務省の決定だとして、ロイトリンゲンの委員会の提訴の大きい部分は採り上げられないこ

と、フェツァーは委員会の指導者としての「陰謀」の「きわめて激越な」遂行のゆえに、今後のあらゆる運動を処罰をもって禁ぜられるべきこと、同人への加担もおなじく禁ぜられるべきこと、を通告してきたのであった。この年の二月から十二月までのあいだにシュツットガルトでの政治情勢は変化し、王は旧勢力(旧法派—Altrechter)とある程度の妥協の下に、政治上の空白を避けてみずからの憲法草案の承認をかちえようとするようになったのであつて、その結果、リストの庇護者であり共闘者であつたヴァンゲンハイムは十一月はじめには内閣を去り、リストはそのころチュービンゲン大学の教授の職についたばかりでその政治的立場はようやく孤立しつつあつた。局面のこのような推移のなかで、ロイトリンゲンの諸ツフットの委員会は領邦国家の政策の犠牲となつたのである。

ロイトリンゲンの市民は、こうしてふたたび無援におちいったときに、もういちどリストに頼つた。その結果、老フェツァーのいちぢな激しい行動のあとを、リストがチュービンゲンで引きとつて、問題となつてゐる請願書とこれに対する中央政府の裁決(ないし判決)とを公表するために、それへの添加文をロイトリンゲンの市民に書いて渡すということになつたのであつた。この文章では、訴願者である市民層の闘争の跡が要約されるとともに、中央政府の決定が市民層の参加を許さぬ上級官庁の取扱いに移されてしまつたことが非難され、さらに新たにファイエルの専横が申し立てられている。この添加文とさきの二つの文書とは、一八一八年の四月から五月にかけての *Volksfreund aus Schuaben* に発表された。右の『フォルクスフロイント』はさきの『アルヒーフ』に代つて、リストのジャーナリズム活動の本舞台となつてゐた週刊紙であつて、この年の一月以来、前年一月に立法化された出版の自由をぎりぎりを利用して刊行され、やがて王と対立する立場をも示すようになる新聞であるが、リスト自身は編集者として表に立つことをせず、彼の学生時代からの友人シューブラー(E. Schubler)と、おなじく彼の思想上の共闘者ケストラ

1 (H.Kessler) とが編集者であった。⁽⁵⁾

リストのこの文書活動は、公人としての危険を冒しておこなわれたものであった。すなわち二年のちの一八二〇年の末に、当時すでにテュービンゲン大学を罷められてドイツ商工業同盟の顧問として活躍していたリストは、いろいろな曲折のうちに、新憲法成立直後のヴュルツテンベルク国会にロイトリングンから登場したとき、議員としての資格をこの添書のゆえに問題とされることとなるからである。この二〇年の十二月の議会の選挙記録には、リストがファイエル対フェッツァーの係争に關係して上級法廷で審問されるはずの人物だという文言が付加されている。これは当時のリストにとってはきわめて危険な事態であった。しかしリストはこれに対処して、ただちに議会に書簡⁽⁶⁾を送り、彼は市民団 (Bürgerkollegium) の多くの成員から当の文書の公開にあたって序言を書くことを求められた際、係争自体には責任を負わぬことをはっきりことわっておいた、その結果市民団は静観の態度をとることにきめたのだが、フェッツァーは勝手に問題の「論説」(Aufsatz) を手に入れ、これをフェッツァー自身の責任で『フォルクスフロイント』に発表した、だから添加文の発表についてはリストは関知せず、法廷での係争は無縁のことであると、主張した。すなわちリストは、一方では、上述のように彼自身の努力によって一八一七年六月に合法化されていた、市民代表の機関である市民団からの委嘱という事実を認めて、他方では、フェッツァーの市民委員会との関係を否定しているのである。だがむろん、「市民団の多くの成員」のなかには市民委員会に属した人々も少なくなかったから、リストの立場が困難であることは免れなかった。けれども議会の資格認定委員会はリストを擁護して、彼をめぐる問題を司法大臣の所管に委ねることを拒否し、この問題の提起をいかがわしいこととした。総会もまた一致してこの決定を支持し、リストはあやうく議員の資格を守りえたのである。⁽⁷⁾ 「ロイトリングン請願書」の直前にこのでき

とのあつたことを、われわれは記憶しておきたい。

前記の合法化された市民団のことであるが、ロイトリンゲンでは一八一七年の七月五日に市民代表の選挙が現実におこなわれ、その長 (Obmann) には帝国直屬都市時代の最後の市長クナップ (Johann Georg Knapp) が、首席代表にはクナップの前任市長バントリン (Georg David Bantlin) が選出されて、彼の団体は Bürgerkollegium と呼ばれたのであつた (これはむろん、市や郡の計理の審査のための上記の代表とはことなる) が、この代表団は、二月十五日の王ヴィルヘルムの約束が実行されないという不満感のなかで、ただちに郡庁および市当局とのあいだの対立を激しくしていった。すでに七月のうちに、代表者の一人に対する政敵による暴行傷害の事件がおこり、そのことに関してファイエルから召喚を受けたこの代表者が、出頭の期限におくれたがためにみずからが被害者であるにもかかわらず罰金を課せられるという事件がつづいておこつた。こうして翌一八年の二月になると、市民代表たちは『フォルクスフロイント』紙上で市当局者たちの公金横領を告発し、市当局者たちは、これに対して、三月に印刷物をこしらえて反駁するとともに、代表たちの越権を感迫した。しかし三月下旬の『フォルクスフロイント』には、後者の再批判「不偏不党の公衆への回答」 („Antwort an ein unparteiisches Publikum“) が掲載されて、市当局者全員の新選挙という要求が提出されるまでになつた (ただしヴンダーリヒだけは除外されている)。そうしてさらに九月の『フォルクスフロイント』は、市民団がファイエルに対するみずからの告訴について決着をつけないのは理解できないという短文を載せ、一方で七月の傷害事件での被害者シュミット (J. L. Schmidt) の署名入りの体験記をも載せたうえ、加害者がなお自由に徘徊していることを人々に知らせた。

翌一八一九年三月一日に、すでに一七年十二月以来政治的活動をも職業 (弁護士) 上の活動をも禁ぜられていたフ

エツァーが、ついにファイエルの訴えによって、弁護士資格を奪われるとともに、六週間の禁固刑に処せられることとなった。そうして、「おどろいて途方にくれはしたもののけっして戦いに疲れなかったロイトリンゲンの自由な市民たちは、いまやファイエルに対する彼らの戦いにあたって、現在はテュービンゲンの教授であるリストにまたふたたび頼るといふ方策以外のものを見いださなかったのであった」⁽⁸⁾。三月十三日に、彼らはフェッツァーに代えてリストを弁護士 (Sachverwalter) に依頼し、当のフェッツァーをふくむ一一〇名の市民がこの依頼状に署名している。この、ロイトリンゲンの市民運動の最大の結集を示す文書のなかで、リストは、「以前にすでに本市に助言をもって力を貸された、きつすいの市民仲間」⁽⁹⁾と呼ばれたのであった。

しかしこの瞬間に事態は急転した。市民たちの圧力によって、この月の十八日にファイエルは急にマールバッハに転任させられ、後任には温和で公平なギュンツラー (Heinrich Günzler) がすわることとなって、郡長官に対する長い闘争は終熄したのである。こうしてリストへの依託も自然に消滅し、ロイトリンゲンの市民たちは七月に、王ヴイルヘルムの憲法草案を成立させるために、いまはドイツの商工業同盟の指導に多忙をきわめるリストを、領邦議会に送りこむのである (だがリストは年令の不足のゆえに議員の資格を失い、つぎの二〇年の選挙にはヴンダーリッヒに敗れ、同年末、ヴンダーリッヒの死による補欠選挙によって、はじめて議会上に登場する)。——一八一六年の四月に郡試補の有資格者として自治局からロイトリンゲンの「全行政と計理の運営と」の秩序を立て直しのために派遣されて以来、新憲法上の領邦議会上に登場するまでのリストが、いかにロイトリンゲン——とくにその市民層との深い関係を持ちつづけたかということは、以上によって読者にはじめてあきらかとなったであろう。リストの生涯のこれまで不明だったたいせつな一節は、ゲーリンク教授の努力によってこのようにあぶり出されたのである。

ところで、郡長官に対するロイトリンゲンの市民層の闘争はこのようにして終ったけれども、後者、ことに前述の市民団の市当局に対する戦いはまだ残った。一九一九年の春には、市当局者の部分的補選がおこなわれることになったが、その機会をとらえて、市民団は五月十九日に枢密院に請願書を提出し、すでに前年の『フォルクスフロイント』に掲げた主張、すなわち市当局者全員の改選をつよく要求し、旧帝国直属都市がヴェルッテンベルクに服属した直後（一八〇四年）から変らない市当局者の人員構成を根本から改めようと欲した。さらにロイトリンゲンの市民団は、新しい憲法による議会の基礎をかためるためにヴェルッテンベルク全土の市当局者たちの更新を望んだ。そうして彼らの主張するところによれば、郡長官に対しておこなわれた彼らの闘争もまた、それが私的な陰謀でなく「全ロイトリンゲンの理由ある訴え」であったことが、彼ら自身の立証によってやがてあきらかとなるはずのものであった⁽¹⁾のである。

(1) Paul Schwarz, a. a. O. では、フェッツァーは一七九八年に市長職にあった。本文は Gehring, Fr. List に拠る。

(2) エスリングゲン（一七九三年）、ウルム（一七九四年）、アウグスブルク（一七九四年）等にも、ロイトリンゲンの十二人委員会（一七九七年）と相似の、革新的市政運動に市当局者への反抗が見られた（vgl. Gehring, *ibid.*, S. 440. および同教授の当面の論説の Anm. 126）。

(3) リストの父ヨハンネスは、早くから、裁判団の一員（*Gerichtsverwandter*）としてロイトリンゲンの市政に参加していたが、同市の帝国直属都市としての最末年の政争にあたって、十二人委員会には加わらなかったがフェッツァーの側に組した。彼は市のさまざまな要職を経たのち、一八〇〇年には、政治活動によって資格問題をおこしていたフェッツァーの暫定的代行として、副市長（*Vizebürgermeister*）にも選ばれている。しかしフェッツァーの党の後退とともに、ヨハンネスは一八〇一年と二年との選挙には敗れた。この事實は、リストの伝記にかんして記憶に値することと思われる。なおヨハンネスの政治的生命は、ヴェルッテンベルクへのロイトリンゲンの帰属のちに復活し、ふたたび裁判団員になったり、農地や森林の監

督職に就いたりしている。以上 vgl. Gehring, *Fr. List*, SS. 5-6.

(4) 王ヴィルヘルムは、この政治的空白期間に、合計十六の勅令(一八一七年十一月、一八八年十二月)によってヴェルッテンベルクの直接支配をおこなおうと努力した。これがいわゆる組織勅令(Organisationsedikte)——ないし行政勅令——である。この時期における事態の推移については、筆者著、前掲、一五〇—一五一頁を参照。

(5) シュープラーはのちに(一八四五—四八年)シュウエービッシュ・ハルから議会に出る。ケスラーはエーリングゲンから議会に出(一八一九—二四年)、リストらとともに新議会当初の左派を代表した。『フォルクスフロイント』(一八一八—二二年)におけるリストの文筆活動は、一八一九年四月まで、きわめてさかんにおこなわれた。

(6) *List's Werke*, I, S. 682 に収載。

(7) フェツァーは問題の添加文の筆者を「テュービンゲンの学者でロイトリングンの市民」だということを公けに認めているから、リストが難を免れたのはむしろ幸運であった。

(8) ゲーリング教授の当面の論説の、S. 64.

(9) *Ibid.*, S. 75 (Anlage 2).

(10) この主張は、*Volksfreund aus Schwaben*, 1819, S. 194. Reutlingen, den 26. Mai に記われている。

八

以上で知られるように、三月革命前期のドイツの一領邦内の都市ロイトリングンにあっては、リストたちのブルジョアの急進主義運動は、新しい憲法の成立とそれにもなう若干の成果とにもかかわらず、フランス革命に触発されて以来の久しい目的を遂げることができなかった。憲法上も行政制度上も、根本的な改革と自由化とはついに実現しなかったのである。しかし郡長官ファイエルが去ってのちは、『フォルクスフロイント』の紙面からも知られるように、この町には政治的弛緩が現われた。⁽¹⁾だがリストは、広汎なジャーナリズム活動をつづけながら、公然とまた隠然

心、急進主義運動を支えつづけており、ことにみずからその法制化に力をつくした、地方自治体の市民代表制度の確立に熱意を失わなかった。——こうして、われわれがこれまでに知ったところのすべてが、一八二〇年の末からはじまるロイトリンゲン市民の新しい要請を受けて翌年の一月にリストの作成した、著名な「ロイトリンゲン請願書」につながるのである。この請願書のなかで、いまだでは領邦議会でのロイトリンゲン市代表のリストは、彼の従来のあるゆる経験とあらゆる挫折の回顧とをこめて、その痛奮を表現しつつ、みずからの立場をもあきらかにしたのであった。そうして、ヴェルッテンベルク王国とその市民層との一時的平和状態のなかで、リストだけが傷つき、告発され、逮捕され、追放されることとなるのである。

青年リストとロイトリンゲンとの関係を新文献によってあきらかにした、当面のゲーリンク教授の論説は、つぎの言葉で結ばれている。「ロイトリンゲンおよび他の市町村での比較的な静穏は、これから以後の年になって、市町村と郡との制度の徹底的改革の結果として、ようやくしだいに訪れて来たのだといふべきであろう。しかし、すでに一八一七年の八月と九月とに、いくつも法令 (Verordnungen) が計理および書記の事務の効果的な簡素化をもたらしていたということは、これらの訓令 (Dekrete) を見れば、明白に——しかも一八一七六月における市町村代表の創設におとらず——結局のところリストの提案と自治局ことにブライトシュヴェールトのそれに対する理解とに負うものである。したがってそれは、ロイトリンゲンにおけるリストの弁務官としての活動のひとつの成果でもあった。都市および郡の書記制度の完全な解消は、ついで一八二六年に、それらの諸機能を法廷および郡の公証人 (Gerichts- und Amts-Notare) と行政試験補 (Verwaltungsaktuar) とのあいだに分割することによって仕上げられた。」故郷のロイトリンゲンを有力な拠点のひとつとしておこなわれた、青年リストの急進的な政治活動は、彼自身の挫折のなか

で、このように小さからぬ成果をもあげていたのであった。その事情はいくらか、後年の彼の鉄道事業との関係をも思っておこさせる。だが、わたくしがここで右の引用をしたのは、一八一七年の八月と九月とにおける、「計理および書記の事務の効果的な簡素化」のための訓令について、ゲーリンク教授の当面の論説はこの最後のパラグラフではじめてはっきりと述べているからである。

わたくしはこの小文のはじめの節で、ゲーリンク教授がその『若きリスト』の補遺として書いた論説 Friedrich List bei der Neuordnung der Reutlinger Stadtverwaltung (1816—1819) について、それを最初にやや詳しく紹介し、つづいて若干の説明を附加するつもりだと述べた。しかし小文の第六節以下では、紹介と説明とが混在したかたちになっている。それは弁務官としての会議をすませてシュツットガルトに帰ってからの、リストとロイトリンゲンとの継続的な関係が、ひろくヴェルツテンベルク憲法闘争の進行の過程のなかで、またいつそうひろくドイツ国民の経済的統一運動の初期的展開（ドイツ商工業同盟）のなかで、それらの推進的エネルギーをもっともつよく体现したリストのきわめて多方面にわたる活動と接触との有機的な一部分として、理解されなければならなかったからである。ゲーリンク教授の当面の論説はすでに同教授の大著『若きリスト』を前提としているし、われわれには十分に達したいヴェルツテンベルク史の一般的知識をも前提している。わたくしが、みずからかろうじて確かめえたところを説明的部分として紹介の部分に混入させなければならなかったのは、同時にまたこの理由にもとづくものである。

—そうして、ともかくも以上にあぶり出されたリストの生涯のひとこまは、西南ドイツ諸邦の憲法闘争の時期におけ

る、広汎な反封建的・小ブルジョアの急進主義運動のなかでの、さらにいえばその未分化の左派のなかでの、きわめて精神的な闘士だったリストの⁽³⁾姿をあきらかにしたのであろう。リストは彼のあらゆる文言が示しているように、革命家(↓フランス革命の支持者)ではなかったけれども、封建諸勢力への彼の反抗は、ヴェルッテンベルク憲法闘争をつうじて鮮明に一貫し、やがてはこの闘争の妥協的帰結をつよく批判しつづけることによって政治的没落の運命を負うこととなるのである。青年リストは、「シュワーベンのデモクラート」として一貫したのであった。

「ロイトリンゲン請願書」は、すでに新憲法の成立後の新議会にあてて、一時的な妥協と満足と平和とがヴェルッテンベルクの全土を覆っているとき⁽⁴⁾(一八二二年一月)に、つぎのように宣言している。「偏見のない観察者は、ヴェルッテンベルクの国内状態を一瞥しただけですでに、われわれの祖国の立法と行政とが根本的欠陥に悩んでおり、この欠陥が国土をむしばみ市民の自由を破壊していることを確信するにちがいない。人民(Volk)から遊離し、全土にひろがり、内閣に集中している官僚仲間が、人民の要求と市民生活の事情とを知らずに、際限のない形式制度のなかをうろつきまわり、国家行政の独占を主張して、市民のあらゆる影響力に対してはそれがあたかも国家を危うくするもののように抗争し、みずからの形式学と世襲階層^{カステル}の偏見とを最高の国家的判断にまで持ち上げつつ、血縁や利害や同一の教育や同一の偏見の紐によって互いにかたく結合している。……他方では作物の価値の減失、工業^{ゲゼルンベ}の逼迫、土地価格の下落、貨幣の不足と貢租とに対する、租税強募者と破産による競売とに対する訴え、不公正な市当局者、無法な官吏、非公開の諸報告、上級官庁の長官の超党派性の欠如、いたるところでの困窮と欠乏とがある。……行政諸官庁は商業、工業、農業の知識を持たず、もっとわるいことには生産諸層(erwerbende Stände)に対する敬意を持たずに、死んだ形式と古くなって適合しない官房の法律との上にあぐらをかいて、たいていはあゝ国民産業(Na-

tionindustrie) を促進するよりもむしろ阻止するのである。⁽⁵⁾「……」そうして、この請願書のふくむ四〇の要求項目のなかの第一が市当局者に対する要求（「市民層によって選挙されてはいないすべての市当局者は解任され、新しい選挙が指令されるべきである。」⁽⁶⁾）であり、第一五項に至って簡単に書記制度の廃止の要求（「これまで市と郡との書記制度によって取扱われていた事務は公証人に委譲されるべきであり、後者は政府による試験ののちに郡の代表者会議によって選出されることが望ましい。」⁽⁷⁾）以下、第一六、第一七項が公証人にかんする要求。第一八項からは郡代表者会議にかんする要求となる）が示されるにとどまっていることは、リストの戦いの対象が、その戦いの成果自体によって、ロイトリンゲン派遣弁務官時代からみれば推移したことを示すであらう。

しかし、「ロイトリンゲン請願書」の重要性は、上述の引用から知られるように、制度的革新の要求と経済上の困窮の訴えとがそこで一致し、生産的市民階級に対する旧来の支配層の尊敬と「国民産業」の意義の認識とがそこで公然と求められている点に存する。「シュワーペンのデモクラート」としてのリストは、ドイツ商工業同盟の指導者としてのリストと一致し、ヴェルッテンベルク領邦議会の左派議員としてのリストとなつて、その要求の背景に西南ドイツの領邦諸都市の市民層を持ちつづけていたのであった。

われわれがすでに知るように、リストは一八一四年九月に国家試験を受け、書記の身分から中央官僚の一員に上昇したのであったが、⁽⁸⁾試験の直前の六月に前内務大臣のライシヤハ（Karl Graf v. Reischach）に書簡を添えた意見書⁽⁹⁾を提出し、書記制度の全面的改革を論じた。これはリストの最も早い論説であり、ウィーン会議（一四年九月―一五年六月）がドイツ連邦規定（Deutsche Bundesakte）第十三条にドイツ諸領邦における議会の創立を定めることによって一五年から開始された、ヴェルッテンベルク憲法闘争のさきがけを成すものでもあった。というのは、ヴェル

ッテンベルクに特有の書記制度は、旧等族議会の勢力と深くからみあい滲透しあうことによって、まさに立法府と行政制度との改革の眼目となっていたからである。この憲法闘争に参加した前掲のヘーゲルの政治論文も、その第六章を「書記制度」にあて、この制度の歴史と、それが現在では国家行政を不法に支配している実情と、ヴェルッテンベルクの新領域（ロイトリンゲンをふくむ）にあたえつつあるとくに大きい苦痛とについて詳述している。⁽¹⁰⁾ヘーゲルはそこで、旧等族議会の成員がみずから書記であつたり書記と血縁関係にあつたりする事実を指摘し、書記の本質が学識のない実務家という点にあることをあきらかにし、市や郡の書記が独占権を持つて多くの配下を支配しつつ裁判と行政とのあらゆる実務を手中にし、作成されるべき書類の量を極端に水増しして人民を搾取していることを報告して、彼らはまさに人民を隷属させているのだと結論している。ヘーゲルによれば、書記のボスはまさに司教のような収入を得ており、⁽¹¹⁾こうして、貴族を加えない点にいちじるしい特質を持つヴェルッテンベルクの等族議会は、かえつて「固有なブルジョア貴族政治」(eigentliche, bürgerliche Aristokratie) ⁽¹²⁾を支えるものであつた。憲法闘争にあつて旧等族議会が執拗に守ろうとした「古き良き法」は、⁽¹³⁾事實はすでに、「法と呼ばれてきた不法」にすぎなかつたのである。少年期のリストを培つた帝国直屬都市の自由の理念と、一五一四年のテュービンゲン契約の理念とは、⁽¹⁴⁾相まじわりたがいに形骸化しつつも、後者が早く書記制度を容れることによつて、いまでは別のものとなつていた。憲法闘争のなかでの旧法派は、⁽¹⁵⁾こうしてリストの正面の敵となつたのである。

(1) ヤがてこの年の九月二十三日に新憲法が成立し、新議会内で旧勢力(旧法派)が激減していわゆる「ヴェルッテンベルクの憲法上の妥協」(Württembergisches Verfassungskompromiss)が成立すると、政治的弛緩はこの国の全土を覆うようになつた。

(2) 当面の論説の、SS. 65—66.

- (3) Friedrich Lenz, *Friedrich List's Staats- und Gesellschaftslehre*, 1967 は、とくにこの点を重視している。ドイツ商工業同盟自体が、メッテルニヒの指導したカールスバート決議に對抗するといふ客観的意義を持っていたし (vgl. *ibid.*, S. 23) 、リストとブルシエンシャフトやモーゼス・ハスラとのふれあひも留意される。なお、vgl. *ibid.*, S. 38.
- (4) 本節注1を参照。
- (5) *Lists Werke*, I, S. 684.
- (6) *Ibid.*, S. 685.
- (7) *Ibid.*, S. 686.
- (8) 本小論第六節の冒頭を参照。
- (9) Gehring, *Fr. List*, Anlage 1, 2. と ϕ に新発見の資料。
- (10) Vgl. Hegel, *ibid.*, S. 253 ff. („Der Schreiber-Umfug“)
- (11) これは誇張ではない。本小論第五節に示した、ロイトリンゲンの郡および市の代表書記プファイルシュェティッカーについての記述を見よ。さらに筆者稿「リストの農地制度」の「前史と周辺」(一)(本誌二〇ノ四)の二一八—一九頁における挙例を見よ。
- (12) Vgl. Hegel, *a. a. O.*, S. 260. Vgl. auch S. 262.
- (13) Vgl. *ibid.*, S. 262.
- (14) 一五一四年に、ヴェルッテンブルク公ウルヒヒ (Ulrich) と諸都市市民とのあいだに結ばれ、領邦議会の基礎となった。この国のマツナ・カルタと呼ばれた。

九

しかしリストは、一八〇五年にロイトリンゲンを出て、ごく若い年令でみずからこの書記の階層に身を投じた。そして前記のライシヤハあての書簡には、「わたくしはこれまでに下級の事務生活のあらゆる地位を経めぐってまい

りました。わたくしは見習い、書き役、地区代理書記、稅務署助手、都市代理書記、郡試補職だったことがあり、それをつうじてあらゆる事務内容を徹底的に学びとりました⁽²⁾という言葉がある。これに応じて、ライシヤハに提出された論説の方でも、「わたくしはここではただ下級官庁の制度のことを取扱うだけにする⁽³⁾とある。そうしてそれによれば、都市と地区との書記は事実上はレントナー同様なのであり、下級書記は教養のある社会から隔離された粗野で無作法な人間たちであり、「書記らは一般にいて国の災厄である」という人民の声は正しいものであった⁽⁴⁾。改革案をふくむリストのこの論説は短編ではあるけれども、ヘーゲルが批判したとおなじ書記制度をその底辺にいた者の立場から批判したものととして、もっともなまなましい印象を読者にあたえる。彼が一八一六年の二月に匿名で議会に提出してそこで朗読された、*„Vortrag eines Unbekannten über das Schreiberei-Wesen und den Vortrag des Hrn. Repräsentanten Miller von Uim über denselben Gegenstand“*⁽⁵⁾もまた同様である。そこには、「市民は学校を出たばかりで、ひげのない書記に、さうけなく取扱われるよりも、名望と経験と知識を持つ男子の下におかれることをいっそう望むのではなからうか⁽⁶⁾」というような、にがい反省をもこめた体験がしるされているし、村の計理に対する書記の査閲料がその村の全歳入のほとんど半ばに達するといった事例が提出されているし、⁽⁷⁾「ひとつの階層の全体とその個々人とがその持つ偏見を公共の福祉の犠牲に供すべきとき、ましてその偏見が原罪とおなじように古いものであるときには⁽⁸⁾、真実を示すことが要求されなければならないと結論されている。

だが、議会へ提出した右の文章が書かれ、さらにそれに先立ついくつかの草稿が書かれる以前の、一八一五年三月に、リストはすでに上記の「ズルツ請願書⁽⁹⁾」によって、ライシヤハへ提出した論説を継ぎつつ、憲法闘争に全面的に参加していたのであった。リストのこの最初の政治的文書は、王フリードリッヒの新憲法草案の公表を直前にしつ

つ、右の草案に盛り込まれるはずのものほとんど同様の内容、すなわち法の前での平等、負担や租税の平等、出版の自由等々を市民の要求として掲げ、さらに進んで、「隷農制は人間性をけがすものとして無償で廃されるべきこと」⁽¹⁰⁾を要求し、旧法派に対する批判の立場をあきらかにしている。そうして、一六年の七月にはじまる前掲の『アルヒーフ』上の論説 „Gedanken über die württembergische Staatsregierung“ や、同年十一月末に書かれて書記制度を批判した第三の短論説 „Prolog zum Komitee-Gutachten über die Schreiberfrage in der Allgemeine Zeitung, 30. Nov. 1816“⁽¹¹⁾ を経て、翌一七年一月に書かれた第二の政治文書「ヴァルデンブーフ上申書」(Die Waldenbucher Adresse)⁽¹²⁾ に至ると、リストは前年以來のロイトリンゲン派遣弁務官としての体験と右の『アルヒーフ』上の論説によるその昇華とをふまえ、さらに新王ヴィルヘルムによる議会の停会という事態のもとで、市当局に対する全面的批判と市民代表制の主張とを、すでに新王の抱懐する新憲法案の枠をこえて、はげしく展開するようになるのである。

シュツットガルトの南にあたる小村ヴァルデンブーフで開かれた秘密の会合の席で、テュービンゲンの自由主義的な上層市民たちのためにリストが手交し、その急進性のゆえに王への提出を阻止されて最近まで研究者の目にふれなかったこの政治文書は、「市当局者の恣意を市町村および郡自治体における市民代表 (Bürger-Repräsentanten) の創出によって制約すること」を要求として冒頭に掲げ、さらに「近時の声々はわれら市民と農民 (Bürger und Bauer) とにも、われわれの状態とわれわれの真の利害とを啓発させた。われわれは祖国の大事についてみずから考えることをはじめ、以下の教えが価値の多いものとなった。／すなわち、政府は人民の利害^{フオルク}以外の利害を識らないはずだということ、また政府は人民の声を——純粹に虚心にきくばあいにも、人民の精神において行動することができる、と

「(13) いう教である」と、きびしく宣言している。そうしてこの基本的立場からすれば、市民によって選挙されていない市当局者の声は声というべきものではなくて官庁の意図のこだまにすぎず・彼ら特権者はそれにもかかわらず市民の自由をジャコバン精神だと非難するという批判が生まれ、書記制度に対する批判が生まれ、郡集會がナポレオンの元老院にひとしいという批判が生まれ、さらに、人民は憲法上の自由が理念だけでなしに現実であるためには郡庁や書記や市当局の専制と搾取とから守られなければならないという主張にそれらの批判が結実して、たんに領邦議會における代表制度をこえた、自治体における市民代表の創出の必要が理由づけられることとなるのである。「この人民代表 (Volks-Repräsentation) においてのみ、われわれは今後みずからの幸福を見いだすことができる。」(14)

「ヴァルデンブーフ上申書」は、このようにしてのちの「ロイトリンゲン請願書」の先駆を成しながらも、經濟問題の取扱いについては、後者とニアンスを異にし、後者の水準にはまだ十分に到達していない。すなわち前者はつぎのように述べているのである。「市民代表は、工場 (Fabrik) や工業 (Gewerbe) や、塩およびタバコ¹⁴の取引が、個々人の口からパンを奪い、国家の財産をそこなうこと、いわゆる硝石採取特権 (Salpeter-Regal) が所有権のもっとも有害な制限であること、関税法および入市税法が法律」と「国民經濟学 (National-Ökonomie) の最悪の原理にさえ反し、人民を退廃させ年々百の家族を破滅させること、わが国のようなやりかたによる郵便法が商業を阻害し、促進しないこと、狩の夫役が市民の自由とは結びつきえず、隸農制という名称がすでにわが国民の汚点であること、……木材盗伐に対する違法かつ巨額な罰金が千もの家族を破滅させていること、特別に低く見積った伐木税によって貧困者を窮状から救うほうはるかに適切であること、……を的確に思い描くであらう。」(15) すなわちここにはまだ、「ロイトリンゲン請願書」におけるような、生産諸層への行政者の敬意の要求や、国民産業の促進の必要

は、端的に打ち出されていないだけでなく、この引用の冒頭の表現は、むしろリストのツンフト的立場を示しているもののようにさえ思われるのである。もっとも、この最後の点には大きい疑問が残される。というのは、わたくしが別の論説(16)のなかで示したように、はやく、一六年八月にリストが『アルヒーフ』に載せた小論「農民保有地の無限の分割を排する」には、すでに、農業経営の適正規模化と工場(Fabrik)の繁栄との結合が、彼の経済改革のプログラムとして明白に主張されているからである。わたくしはむしろこの小論説の端的な主張を、リストのいっそう根本的な経済的認識であったと考えたい。そうとすれば、ここでの二つの請願書の起草者である二つの時点のリストのあいだには、本質的な相違はないといつてよいであろう。

このことは、憲法闘争とそのなかにあったロイトリングの革新的運動との主体について、われわれに推測を許すものである。ロイトリング派遣弁務官としてのリストの仕事をついで、老フェツァーが「市民層のツンフトの長および親方の委員会」を組織しさらにこれを拡大したとき、そこでのツンフトの代表者たちの背後には、前世紀の末におなじフェツァーがひきいた十二人委員会のばあいよりもいっそう広汎な、勤労大衆↓小ブルジョアが存在したであろう。——リストの思想のなかにも生きつづけた、帝国直属都市のロイトリングの自由の伝統は、この都市がヴュルッテンベルクに併合されるころには、じっさいにはすでに形骸にすぎなかつた(17)。ここではツンフトの世襲的独占もなく都市貴族もなく、市当局者は年々十二のツンフトの長のなからツンフトの成員によって選挙されており、市民はこの制度を誇りとしていたけれども、市の政治的・経済的状态そのものはや破綻のなかにあったのである。都市の外観そのものが古く朽ちて大きな村のようであったばかりでなく、また経済活動の上での新しいエネルギーが欠けていたばかりでなく、かんじんのツンフトそのものが分裂していた。十二のツンフトは一七〇〇年にすでに

九〇の職業をふくんでおり、当然そこには利害関係の複雑な対立があった。たとえば、白なめし革職人はなめし革職、ツンプフトに属さず小商売ツンプフトに属し（したがってリストの父ヨハンネスもその一員）、後者にはさらに菓子職、菓種商、本屋、紙造り、理髪師、その他の職人が加わっていたのである。そうしてこれらの市民の大部分は、すでに久しく選挙権の行使を怠り、誓約の日にも会合しなかった。そこへ、ナポレオン戦争の直接の打撃が加わって、市の財政のほとんど完全な破滅が訪れた。一七九七年のフェッツァーの運動はツンプフト組織の改編をつうじて市の財政を建て直そうとするものであったが、それはただちにはげしい党派的対立を生み、リストの父もまたそのなかに巻き込まれたのである。一八〇二年におこなわれた選挙を最後のものとして、ロイトリンゲンはヴェルッテンベルクの領邦権力と書記制度との下に組み敷かれ、市政はまったく市民のものではなくなっていた。——しかし、都市内の職業の増加によるツンプフト体制の解体は、都市を中心とする小商品生産の成長を示すものであるし、⁽¹⁸⁾上掲のリストの小論説「農民所有地の無限の分割を排する」は、ロイトリンゲンが「農民的小都市」ではなく、長じた技術をもって自給的限界を突破していることを指摘している。

青年リストは、市民ないし市民層のために、「市民と農民」のために、そうして人民^{フォルク}のために、戦いつづけた。それはわれわれの知ったとおりである。後年のリストはもちろん、青年リストもまたすでに、ツンプフトのために戦ったのではない。十九世紀の初期におけるヴェルッテンベルクの産業的発展、とくにマニユファクチュアの発展については、同国の都市の農村的特徴——これは「農村的小都市」という現象の問題にかぎらない。すでに十八世紀の中葉にテュービンゲンに足をとどめたスコットランド人ジェイムズ・スチュアートが指摘したように、⁽¹⁹⁾「西南」ドイツの市民は都市の周辺の土地の保有者でもあった。ヨハンネス・リストの家計もこのことを十分に示している——があり、

これと結合して、農工分離の過程のきわめて緩慢な進行があった。そうしてこの事實は零細農業と工業との独自のからみ合いを生み、ドイツ商工業同盟以後の、いな小論説「農民保有地……」以来の、リストの期待——正常な国内市場の形成——を裏切るのである。しかし、それにもかかわらず、われわれの対象としている時期のヴュルッテンベルクおよび西南ドイツにおけるマニユファクチュアの広汎な展開・社会的分業の規模の拡大という事實そのものは、とくに最近の経済史研究の成果に照らして、ともかくも明白であるように思われる。わたくしはなかでも、松田智雄教授の基礎的労作「ヴュルッテンベルク王国の産業発展」⁽²⁰⁾をあげ、そこから一八一〇—二〇年代のヴュルッテンベルクの生産諸階級の勃興という事態を彷彿させうることを指摘したい。

文字通りフォルクスフロイント——人民の友——であった青年期のリストのばあい、同時代のさまざまな急進主義者たちの意識のなかでと同様に、市民↓人民の利益と資本の利益とは、前近代的諸勢力を前にして未分離のままであった。ここに、青年リストの没落の純粹性がある。ヘーゲルはリストの同時代人として、長大な論説(前掲)をもつて、一時ヴュルッテンベルク憲法闘争に参加し、しかもこのとき、ヴァンゲンハイムをつうじて後輩のリストとかすかな接触を持った。⁽²¹⁾しかし、ハイデルベルクの教授として外部から故国の闘争に加わっていたヘーゲルは、その論説では一貫して王フリードリッヒの側に立って旧勢力を批判したのであったけれども、新王ヴァイルヘルムがこの年の末から短期間議會を停会して以来の、憲法闘争の新段階には、この哲学者はもはや関与していない。マルクスの生まれた一八一八年に、彼はベルリン大学に移り、二一年には『法の哲学』(Grundlinien der Philosophie des Rechts)を公刊するのである。そうして周知のように、ここでは、個人と市民社会とを超えた、倫理的理念の現実態としての国家が、自由の最高の実現として立ちあらわれるが、やがてドイツの政治的・経済的国民統一の樹立を目的とすることと

なるリストにとっては、ヘーゲルの観念論は無縁に近いものであった。リストは後年、みずからに対する批判者ブリュッケマン (K. H. Brüggemann) を「しばしば「ヘーゲリアナーのブリュッケマン」と呼んでそのヘーゲルぶり (Hegeleien) を非難している。⁽²²⁾ そうして青年リストのばあい、上記の諸引用から知られるわずかの混乱はあるにせよ、人民 (Volk) はおのずから国民 [的] (Nation, national) に展開するのであったが、一八一七年のヘーゲルの政治論説では、人民「ないし民族」 (Volk) は国民 (Nation) への展望を持たないのである。⁽²³⁾

マルクスが逆立ちしたヘーゲルの弁証法を正しい姿に立て直したことは事実であるが、もとより、そのことでおのずからマルクスの思想が形成されたわけではない。三月前期の広汎なドイツ急進主義の運動——その早期の有力な一人として青年期のリストをふくみ、しだいにヘーゲル左派を指導力としつつ三月革命につながるこの運動こそ、初期マルクスの思想の形成のためのもっとも大きい基盤であった。やがて一八四一年に、リストが『ライン新聞』の編集を要請され、健康上の理由からそれを謝絶したとき、その仕事をマルクスがつぐこととなるのである。そうしてマルクスは、四二年の十月にこの新聞に発表した論説「森林盗伐法にかんする討論」(Debatte über das Holzdiebstahlgesezt) で、青年リストがすでに人民の生活を熟知する者として折にふれて論及したことのある盗伐問題をこうじて、はじめて経済の問題に直面したのであった。

- (1) じさは、Gehring, *Fy. List*, SS. 18—19の考証を参照。
- (2) *Ibid.*, S. 371. じはあびた職名は、そはは、Incipient, Scribent, Amts-substitut, Kameralamtgehilfe, Stadt-substitut, Oberamtsaktuar の仮りの訳語である。
- (3) *Ibid.*, S. 373.
- (4) *Ibid.*, S. 376.

- (5) *Ibid.*, Anlage 4. これも新発見の資料。
- (6) *Ibid.*, S. 387. vgl. Anlage 6, S. 402.
- (7) Vgl. *ibid.*, S. 388.
- (8) *Ibid.*, S. 390.
- (9) *Ibid.*, Anlage. 3 新発見。
- (10) 以上 vgl. *ibid.*, S. 382.
- (11) *Ibid.*, Anlage 5. 新発見。これには、書記の教育の場所はただ事務室のなかだけであること、こういう場所での教育はたいてい十四才からはじめられるためにギムナジウムの教育から隔離されることが、やはりリストみずからの体験をこめて語られてゐる (vgl. S. 392)。
- (12) *Ibid.*, Anlage 6. これも新発見の資料。本小論第一節の注(1)を参照。なお、テュービンゲンの市民は、最初にはリストをロイテリングに招いて会合し、第二回目のヴァルデンブーフの会合で、かねて依頼していた上申書をリストから受けとつたのであつた (vgl. *ibid.*, S. 136)。
- (13) *Ibid.*, SS. 398—99.
- (14) *Ibid.*, S. 405.
- (15) *Ibid.*, S. 404. ただしこの引用文の最初の部分は、それよりも前にある、つぎのような表現と照応をせつづ慎重に読まなければならない。「市町村の要求、国家の賦課金、宿営、替え馬、等々の割当てが問題となるばあいには、市民代表は、貨幣資本家 (Capitalist) がやすやすと免れるのに、土地所有者と商工業家 (der Gewerbs- und der Handelsmann) とがすべての純益を費さなければならぬだけでなく、戦時にはその資本の一部までも費さなければならぬことを、許さないであらう」(*ibid.*, S. 402)。ちよつとこれに「つづつ Capitalist」と旧勢力の上層とが特権者として結合してゐるとの指摘がある (vgl. *ibid.*, S. 403)。なお後述。
- (16) 「リスト『農地制度』の前史と周辺」(本誌二〇二)。
- (17) 以上 vgl. Gehring, *Fr. List*, SS. 87—89.
- (18) この点を右の『若きリスト』は指摘してゐない。

(19) Vgl. *ibid.*, SS. 10—11.

(20) 同著『ドイツ資本主義の基礎研究』所収(前掲)。そのほかとくに、柳沢治「西南ドイツにおけるマニユファクチュアの形成——一八・九世紀交のヴェルテンブルク繊維工業を中心に——」(『土地制度史学』三一号)、『および巨視的には、肥前栄一「産業革命のドイツ的形態——産業構造把握の視点からの一試論」(『同右』三九号)を参照。

(21) ヴァンゲンハイムはテュービンゲン大学の事務総長の職をもって、ヘーゲルをハイデルベルクからこの故国の大学に招聘しようとしたことがある。ヘーゲルの当面の政治論文は *Die Heidelbergschen Jahrbücher der Literatur* の第六六—六七号に掲載されたが、リストはこれを、あるいはウマンゲンハイムに促されて、*Der Württembergische Volksfreund (Volksfreund aus Schwaben* の前身)の独立の号(詳細は、そのわたくしには不分明)として別に刊行をせよとせよ。この間の事情については、S. 9 等から、さきさう以上のように判断してよかた。

(22) Vgl. *Lists Werke*, VII, S. 456, 570. 及び Vgl. Gehring, *ibid.*, S. 451.

(23) 当面のヘーゲルの政治論文における Volk の用語については、vgl. Hegel, *a. a. O.*, S. 160, 197, 218, 271 usw. 参照。

[完]

一九六九・二——

〔付記〕 ゲーリンク教授からわたくしへの手紙によれば、本小論第三節注(一)にかんして、Rechnungsstelle とは市町村の年会計の公式報告を監査する職であり、Rechnungskommissar とは市町村の計理制度そのものを審査してそれを規範に台致させるようにする職であった。また同じく注(二)にかんしては、この種の Tuch とは主として毛織物であり、一部分が羊毛と綿との混織だったそうである。麻織物には Walke (搦き晒し場) は不要なのであった。